

入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月18日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長 安仁屋 勉

1. 調達内容

- (1) 調達件名 平成31年度北部ダム外来生物捕獲調査業務（電子調達対象案件）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和2年9月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、競争参加資格申請書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B及びC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている者、又は申請中であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者」については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

なお、開札時までに上記一般競争参加資格のA、B及びC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格において「役務の提供等」の認定を受けていなければならない。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）

- (4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (8) 特記仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに申請書等を提出していること。
- (9) 本業務に係わる申込者は、別途発注済みの「平成31年度北部ダム統合管理事務所資料整理業務（受託者：一般社団法人沖縄しまて協会）」の受託者又は当該受託者（出向元および派遣元を含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣を含む）において関連がない者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合によ

り業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- 3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 平成20年度から平成29年度までに完了した、国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）、地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）発注における次に示すいずれかの業務を元請けとして受注した実績を有すること。履行実績については、様式-2に1件記載するとともにその実績を証明できる資料を添付すること。

- ・外来生物（魚類又は底生動物に限る）の駆除・防除
- ・魚類又は底生動物調査

- (12) 沖縄本島内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (13) 本業務の配置予定管理技術者については下記のア)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有することであるととする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門又は環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [2] 技術士（建設部門又は環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3] 博士（工学、理学、農学、学術（専門分野：自然環境に関する研究））。
- [4] RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- [5] 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級）

イ) 下記の実績を有する者。

平成20年度から平成29年度までに完了した、国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）、地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）発注における次に示すいずれかの業務の実績を有すること。履行実績については、様式-3に1件記載するとともにその実績を証明できる資料を添付すること。

- ・外来生物（魚類又は底生動物に限る）の駆除・防除

・魚類又は底生動物調査

- (14) 本業務は、参考見積書を競争参加資格確認申請書と同時に提出するものとする。
- (15) 競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、競争参加資格がなかったもの（失格）とする。また、参考見積書が提出されなかった場合も同じ（失格）とする。

3. 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

総務省電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

〒905-0019 沖縄県名護市大北三丁目19番8号

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所 総務課 経理係

電話番号 0980-53-2442（代表） 内線番号224

FAX番号 0980-53-2443

(2) 紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3.(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付場所及び交付方法

電子調達システムにより交付する。また、直接交付を希望する者に対しては、記録媒体（CD-R）を上記3.(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記3.(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合には、上記3.(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。交付は、平成31年4月18日（木）から令和元年6月6日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分～17時15分まで。

(4) 電子調達システムによる申請書等（競争参加資格確認申請書等）及び紙入札方式による申請書等の提出期限

令和元年5月8日（水） 17時15分

(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の提出期限

令和元年6月6日（木） 17時15分

(6) 開札の日時及び場所

令和元年6月7日（金） 10時00分

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所入札室

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

(a) 電子調達システムにより参加を希望する者は、必要な申請書等を上記3.

(4)に示す期限までに上記3.(1)に示すURLに提出しなければならない。

- (b) 紙入札方式により参加を希望する者は必要な申請書等を上記3.(4)に示す期限までに上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a)、(b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書等又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、予め限定したICカード以外を使用した場合、入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本公告に示した特定役務を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱す恐れがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) 詳細は入札説明書による。